ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 (ギリシャ全土における制限措置の継続)

2020年9月18日 在ギリシャ日本国大使館

新型コロナウイルス感染症対策としてギリシャ全土で義務づけられている制限措置が9月30日まで延長されましたので、お知らせさせていただきます(9月15付官報)。個人に対する違反金は原則として150ユーロですが、3歳以下の子供と医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者はマスク着用義務を負わないとされています。

なお、以前からお知らせさせていただいているとおり、感染拡大が広がっている地域に関しては下記に加えて、感染拡大状況に応じ、地域別追加制限措置が別途課せられていますので、併せてご注意ください。同地域別追加制限措置の一例として、アテネを含むアッティカ県では飲食店の深夜早朝営業禁止、テーブルあたりの座席数制限(6人まで)、イベント人数制限(50人まで)等の追加措置が取られています。また、更に感染拡大が深刻なミコノス市などに対しては、飲食店の深夜早朝営業禁止に加え、テーブルあたりの座席数制限(4人、家族は6人まで)、イベントの禁止、9人以上の集会禁止、屋内屋外を問わないマスク着用義務という更に厳しい追加措置が課せられております。

■ギリシャ全土における制限措置

- 1 店内(「ライキ」等の路上市場を含む)における人数制限、マスク着用義務および周囲との 距離 1. 5メートル以上の確保義務を継続。店内にエスカレーターがある場合、エレベーター の使用は原則禁止。スーパーマーケットにおいて、人の列は5人まで。理髪店等は予約制でな ければならない。バーでは客によるバーカウンターの使用は禁止(60平方メートル以下の店 舗を除く)。ディスコ(飲食の提供を除く)、カードゲーム店、見本市開催・会場サービスは営 業禁止。「ライキ」路上市場では、衣類等、一部店舗は営業禁止。
- 2 有料ビーチでは、人数上限(1000平方メートルにつき40人)および周囲との距離の確保義務(パラソルの間隔は4メートル以上)、身体接触をともなう団体スポーツの禁止を継続。
- 3 カンファレンス参加者の人数制限は、室内では2.2平方メートルに1人まで、屋外では2平方メートルに1人までとし、いかなる場合でも50人を超えてはならない。また周囲との1.5メートル以上の距離の確保、会場内のマスク着用、手指の消毒液提供を義務づける。ライブショーがある文化イベント、ショー、パーティー等での立ち見は禁止。映画館・劇場では休憩時間は禁止で、観客は席に着くまでマスク着用義務を負う。動物園等では、ショーの開催は禁止。

- 4 周囲との距離が取れない屋外での集会におけるマスク着用義務を継続。
- 5 周囲との距離 1. 5メートル以上が確保できない屋外(広場、バス停、屋外の集会、店舗前等)では、マスク着用は義務。
- 6 冠婚葬祭およびこれらに関連する集会・パーティー等での人数制限は100人まで(主催者及び運営補助員を除く)。違反金は、客1人につき150ユーロずつ。
- 7 教会等宗教的施設内での人数制限、マスク着用義務(冠婚葬祭の儀式を含む。ただし、儀式を行う者のみは除く)および周囲との距離 1. 5メートル以上の確保義務を継続。行進を含む儀式は、教派を問わず禁止。また、地域守護聖人祭、並びにこれに類似する公開イベントを禁止。
- 8 自家用車(タクシーを含む)の人数上限(7人乗りまでの自動車は運転手含めて4人まで、8、9人乗りの自動車は運転手含めて6人まで)を継続。ただし、未成年の子供は親と同乗する場合には対象外。
- 9 公共交通機関(メトロ、バス、長距離バス、駅内等を含む)におけるマスク着用義務、他人との距離 1.5メートル以上の保持義務および乗客数上限 65%を継続。ケーブルカーについては乗客上限 50%までを継続。
- 10 空港内、航空機内(国内・国際便ともに)におけるマスク着用義務を継続。
- 11 フェリー、観光船等、船舶において、乗客数上限(キャビンのあるフェリーは乗客85%、ないものは80%。ハイスピード・フェリーは、HEPA 式高性能フィルターのあるものは80%、ないものは50%。1キャビンにつき乗客は2人まで(家族は4人まで可))、室内・室外・オープンデッキでのマスク着用義務および周囲との距離1.5メートル以上の確保義務を継続。
- 12 クルーズ船は、その制限がない国からは寄港が許可される。但し、入国制限全般は適用され、寄港の初回はヴォロス、イラクリオン、カタコロス、ケルキラ、ピレウス、ロドスに限る(違反金は300ユーロ)。クルーズ船を除くレジャー船(海外からで、乗員49人までのものを含む)に関しては、乗客数上限、周囲との距離1.5メートル以上の確保義務、キャビン空室維持の義務(キャビンが10~14室の場合は1室を、15室以上ある場合は2室を空室としておかなければならない)を継続。クルーズ船を除く観光船は、乗客数上限80%まで、および周囲との距離1.5メートル以上の確保義務を継続。
- 13 遺跡(屋外)においては、周囲との距離 1.5メートル以上の確保義務、及びガイド付き訪問の場合はマスク着用義務およびを継続。博物館・美術館等においては、マスク着用義務および周囲との距離の確保義務(屋外では 1.5メートル以上、室内では 2メートル以上)を

継続。グループ訪問の人数上限は18人まで。洞窟では、客数上限(5~10平方メートルにつき1人)、マスク・手袋の着用義務および周囲との距離2メートル以上の確保義務を継続。

- 14 スポーツ施設では、練習及び試合(個人・団体含む)は可。但し、観客は禁止。
- 15 公的施設内(室内・屋外含む)ではマスク着用、及び、周囲との距離 1.5メートル以上確保が義務。福祉施設(養老院、児童養護施設等)、軍事施設、難民収容施設・キャンプ内でのマスク着用義務を継続。
- 16 高齢者福祉施設への訪問者の全面的な禁止を継続。従業員が5日間以上の休暇から復帰する場合、または初めて雇用される場合は、48時間以内のPCR検査(陰性)結果提示義務を負う。Open Protection Cernter for the Elderly (KATH)は、社会福祉・サポート・サービスの提供以外は、運営禁止。
- 17 病院、検査所等においてマスク着用は義務(違反金は300ユーロ)、周囲との距離は 1.5メートル以上の確保しなければならない。
- 18 病院やその他ハイリスクグループに係る福祉施設への見舞客の訪問禁止(ただし、一部除外規定あり)。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911

FAX: 210-670-9981

HP: http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail: consular@at.mofa.go.jp